

# 学校感染症の診断書及び証明書

学校名 济美高等学校

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

1. 上記の者について、下記の病気（○印）と診断しました。
2. 上記の者について、下記の理由により \_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで  
（ \_\_\_\_\_日間）出席停止をしたことを認めます。

	病名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱	治癒するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
第 2 種	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	同上
第 3 種	腸管出血性大腸菌、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 ( )	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

※「その他の感染症」とは、溶連菌感染症・手足口病・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症：アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂瘡

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 医療機関名\_\_\_\_\_

医師名\_\_\_\_\_印